

福井県チャレンジプランコンテスト支援金交付マニュアル

第1条（目的および位置づけ）

- 1 本マニュアルは、福井県チャレンジプランコンテスト（以下「本コンテスト」という。）で採択されたプラン（以下「採択プラン」という。）について、本コンテストに採択された者（以下「採択者」という。）が遵守すべき運用上のルールを定めることを目的とする。
- 2 採択者は、本マニュアルを熟読し十分に理解したうえで、採択プランを実施するものとする。
- 3 本マニュアルに定めのない事項については、事前に県に相談し指示に従うものとする。

第2条（支援金の基本的な考え方）

- 1 本コンテストにおける支援金は、採択プランを実施するために必要な経費を支援することを目的とするものである。なお市町が実施する補助金等の県以外に補助金や助成金等を受ける場合には本コンテストの支援対象とする。ただし、総プラン費から他の制度で支援を受ける金額を除いた額を支援金額の上限とする。
- 2 採択者は、原則として、応募時に提出した内容に基づき、採択プランを実施しなければならない。
- 3 支援金は、採択プランへの着手が県により確認された後に、支払うものとする。

第3条（対象経費および対象外経費）

- 1 支援金の対象となる経費は、採択プランの実施に直接必要となるもので、かつ合理的な範囲とする。
- 2 対象経費の例は、次に掲げるとおりとする。
 - （1）広報費
チラシ、ポスター、パンフレット等の制作費、印刷費、Web・SNS等による広報に係る費用
 - （2）会場使用料・賃借料
イベント、会議、ワークショップ等の実施に必要な会場の使用料、備品等の賃借料
 - （3）謝金・報償費
講師、ファシリテーター、専門家等に支払う謝金・報償費
※採択者や採択団体構成員への謝金・報償費は対象外
 - （4）旅費
事業実施に直接必要な交通費
 - （5）消耗品費
事業の実施に直接必要な物品の購入費

(6) その他

前各号に掲げるもののほか、県が採択プランの実施上必要と認めた経費

3 次に掲げる経費は対象外とする。なお、対象経費に該当するかの判断に迷った場合は必ず事前に県へ相談するものとし、相談なく支出した経費で対象外経費と判明したものについては、支援金の返還を求めることがある。

(1) 採択プランと直接関係のない経費

(2) 採択者本人または団体構成員に対する人件費、謝金、報酬、外注費等

(3) 飲食費・親睦費・懇親会費※なおイベント参加者等に提供するものは除く

第4条 (プラン着手)

1 採択プランの「着手」とは、当該プランの実施に向け、具体的な準備または活動を開始したことが、確認できる状態をいう。

2 前項に規定する着手の例としては、(1) から (4) に例示しているが、これらに限られるものではなく、書類、写真、画面キャプチャ等により県が総合的に判断するものとする。着手に該当するか否か不明な場合には、事前に県へ相談するものとする。

(1) 実施に必要な会場や機材等の予約、発注を行った場合

(2) チラシ、告知資料、Web ページ等の作成または公開を開始した場合

(3) 試作、検証、リハーサル、打合せ等に関して実際に何らかの費用が発生した場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、県が着手に該当すると認めた場合

3 採択者は、採択プランに着手した場合には、着手届(様式第1号)を県に提出するものとし、当該着手の状況が確認できる書類(写真、画面キャプチャその他の確認書類を含む。)を添付しなければならない。

第5条 (支援金の交付)

(1) 交付の考え方

採択者は、県が採択者から採択プランの着手届(様式第1号)の提出を受け、内容を確認のうえ妥当と判断した場合、その旨を採択者に通知する。

(2) 請求手続

採択者は、県から(1)に規定する通知があった場合、請求書(様式第2号)を県に提出するものとする。

(3) 交付方法

支援金は、適切な請求書の提出があった後、45日以内に指定口座への振込により交付する。

(4) 18歳未満の者の取扱い

採択者が18歳未満の者である場合には、前項の手続にあたり、保護者同意書(様式第3号)を県に提出しなければならない。

第6条（情報共有、報告および事前相談）

- 1 採択者は、採択プランの実施状況について、県が求める場合には、進捗状況、実施内容、課題その他必要な事項を速やかに報告しなければならない。
- 2 採択者は、原則として6か月に1回、県が行う採択プランの実施状況に関する照会に対し、速やかに回答しなければならない。
- 3 採択者は、県が開催する成果報告会、その他本コンテストに関係する会合等に原則として参加するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、事前に県へ相談し、その指示に従うものとする。
- 4 次に掲げる事項については、必ず事前に県民協働課へ相談し、指示または承認を受けるものとする。
 - (1) 採択プランの内容または実施方法に大きな変更が生じる場合
 - (2) 採択プランの実施が困難となるおそれがある場合
 - (3) 実施スケジュールの変更や延期が生じる場合
- 5 前各項に定める報告や事前相談を行わずに採択プランを実施した場合には、支援金の全部または一部を返還させることがある。

第7条（広報および情報発信）

- 1 採択者が、採択プランに関する施設整備や採択プランに関する広報または情報発信を行う場合、必ず「福井県チャレンジプランコンテスト」の採択事業であることを明記しなければならない。

（記載例）

「福井県チャレンジプランコンテスト2026採択事業」

- 2 次に掲げる広報または情報発信を行った場合には、実施後速やかに、その内容が分かる資料を県に報告するものとする。
 - (1) Web サイト、SNS 等による情報発信
 - (2) チラシ、ポスター、パンフレット等の作成・配布
 - (3) メディア取材、イベント等での対外的な発表
- 3 前項の報告がなされない場合、または本コンテスト名の記載が確認できない場合には、支援金の全部または一部を返還させることがある。

第8条（県が実施する関連イベントへの参加・協力）

採択者は、県が実施または主催する、本コンテストの関連イベント、発表会、交流会、広報事業等について、可能な範囲で積極的に参加し、または運営等に協力するものとする。

第9条（プラン実施期間の延長）

- 1 プラン実施期間の延長は、原則として認めない。
- 2 ただし、天候不良、災害、関係者のやむを得ない事情その他、採択者の責によらない理由によりプランの実施が困難となった場合、事前に書面でスケジュール等のプラン

内容の変更を申し出て県の承認を得た場合に限り、期限を延長することがある。その場合でも延長は1回限りとする。

第10条（事業報告）

- 1 採択者は、プラン実施が完了した場合、速やかに事業報告書（様式第4号）および収支報告書（様式第5号）を県に提出しなければならない。
- 2 前項の報告にあたり、領収書、振込書その他支出に関する経理関係書類（以下「領収書等」という。）の提出は原則として求めないが、県が個別に提出を指示することがあるので、速やかに対応できるよう適切に領収書等を管理すること。
- 3 前項に規定する領収書等については、事業終了の日から起算して3年間保存しなければならない。

第11条（支援金の返還）

次に掲げる場合には、交付した支援金の全部または一部の返還を求めることがある。

- (1) 採択プランを実施しない場合
- (2) 採択プランの実施を中断する場合、実施したが内容が著しく不十分と認められる場合
- (3) 令和10年3月31日までにプランが完了しない場合
ただし、応募者に責任の無いようなやむを得ない事情が発生した場合で事前に書面でスケジュール等のプラン内容の変更を申し出て、県の承認を得たうえで1回に限り期限を延長することができる。
- (4) 応募書類、報告書その他の提出物の記載内容に、虚偽または重大な誤りがあった場合。県への事前相談や県の承認なくプランの内容を大きく変更した場合
- (5) 本マニュアルに定める事項を遵守しなかった場合
- (6) その他支援金の返還が適当と県が認める場合

第12条（その他）

採択者は、事業の実施または支援金の取扱いについて不明な点がある場合には、必ず事前に県に相談するものとする。

(様式第2号)

令和 年 月 日

福井県知事 様

住所：
採択者または採択グループ名：
代表者者：
発行責任者：
担当者：
連絡先：

福井県チャレンジプランコンテスト支援金 交付請求書

令和 年 月 日に福井県チャレンジプランコンテストで採択された下記のプランについて、支援金 円の交付を請求します。

記

プラン名 『 』

以下口座へ振り込みを希望します。

金融機関 コード		金融 機関名		支店 コード	
支店名		預金種別			

口座番号		口座名義人 (カナ)	
------	--	---------------	--

(様式第3号)

保護者同意書

私は、下記参加者の保護者として、福井県チャレンジプランコンテストの趣旨を理解し、支援金を参加者本人が受領することに同意します。

【参加者】

氏名：

学校名・学年：

生年月日：

【プラン概要】

プラン名：

実施期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日

支援金： 円

【保護者】

氏名：

続柄：

住所：

電話番号：

令和 年 月 日

保護者署名： _____ (自筆)